

中之条町・六合村

# 合併まちづくり事業計画

—新町基本計画—

平成21年11月

中之条町・六合村合併協議会

# 目 次

I	計画の構成	1 頁
1	計画の趣旨	
2	計画の構成	
3	計画の期間	
II	合併の必要性と効果	2 頁
1	生活圏の拡大	
2	人口構造の変化	
3	地方分権への対応	
4	合併によるサービスの拡大	
III	新町の概要	5 頁
1	人口・面積	
2	両地域の概要	
IV	まちづくりの基本方針	7 頁
1	基本方針	
2	土地利用	
V	まちづくりの計画・新町の施策	9 頁
1	快適で住みよいまちづくり	
2	豊かで活力あるまちづくり	
3	人と文化をはぐくむまちづくり	
4	健やかで生き生きとしたまちづくり	
5	自主自立のまちづくり	
VI	公共的施設の統合整備	29 頁
VII	財政計画	30 頁
VIII	計画推進のために	31 頁
1	住民参加によるまちづくり	
2	継続的な事務事業の見直し・確認	
3	健全な財政運営	

## I 計画の構成

### 1 計画の趣旨

新町基本計画は、中之条町と六合村の総合計画を踏まえて作成するもので、合併による財政支援措置を有効に活用した新町における「まちづくりの主要事業」を、行財政の効率的な運営体制を確立しながら実施し、合併後の速やかな一体性を促進するとともに、住民福祉の向上を図るための具体的な施策の方向を示すものです。

### 2 計画の構成

- I 計画の構成
- II 合併の必要性と効果
- III 新町の概要
- IV まちづくりの基本方針
- V まちづくりの計画・新町の施策
- VI 公共的施設の統合整備
- VII 財政計画
- VIII 計画推進のために

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10か年とします。

## Ⅱ 合併の必要性と効果

### 1 生活圏の拡大

道路交通網の整備、情報通信手段の発達や生活様式の多様化等を背景に、住民の日常生活の範囲はますます広がっています。こうした日常生活圏の拡大に伴い、行政課題も多様化、広域化の傾向を一層強めており、より一層広域的な視点に立った施策展開を進めていくことが必要となっています。

合併により、これまで別々に実施してきた各種事業の一体的かつ効率的な実施が可能となり、例えば、道路整備などにおいても、より広い視野に立った視点から、施策を展開できることとなります。

### 2 人口構造の変化

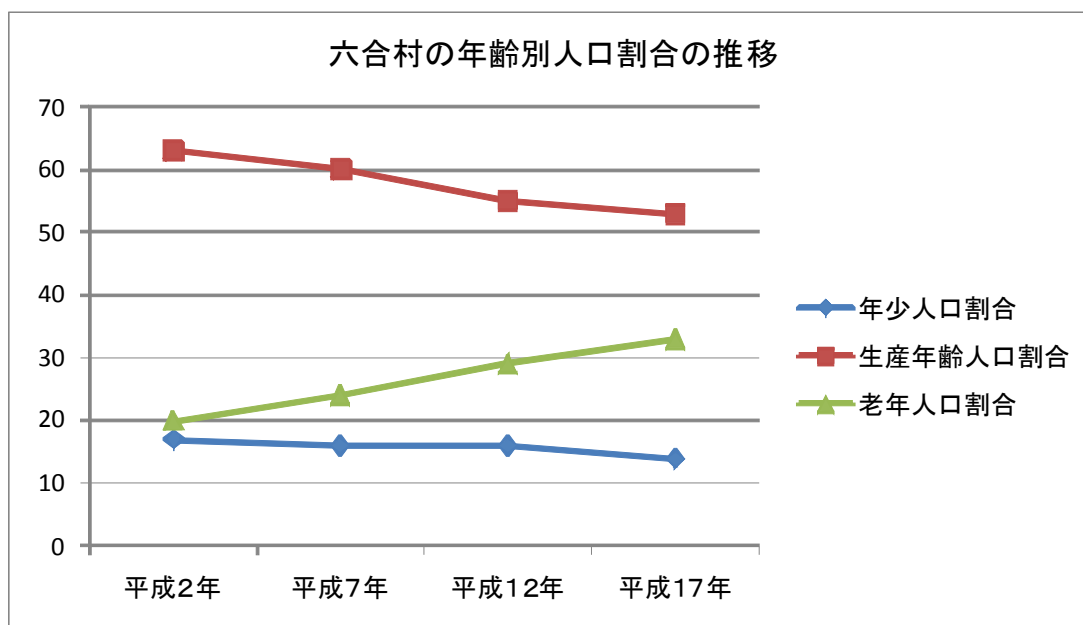
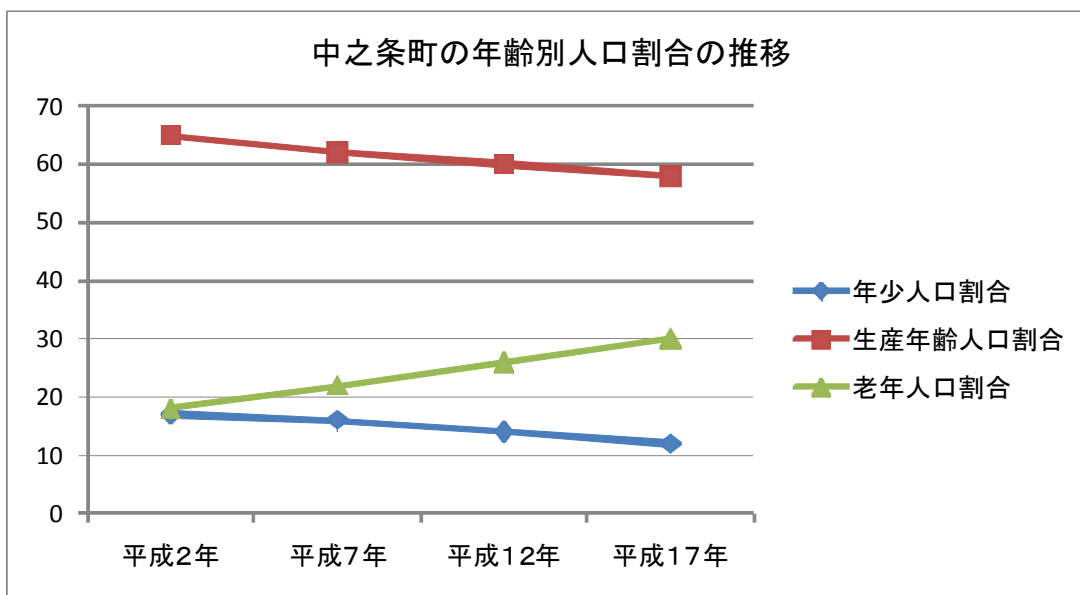
日本の人口は、2005年にピークを迎え、人口減少社会に突入し、少子高齢社会が進んでいます。

中之条町と六合村においてもその例外ではなく、両町村とも年々年少人口と生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加してきており、今後も更に減少、増加するものと考えられます。

少子高齢社会では、税金を負担する就労人口が減り、保健や福祉に要する経費が増大することになります。

こうした状況に備え、住民の暮らしを守るため、多くの人たちで広く負担しあい、行政サービス水準の維持・向上に向けた取り組みが必要となることから、市町村合併により行財政基盤を強化する必要があります。

【中之条町と六合村の年齢別人口割合(国勢調査)】



- ※ 数値は、各年とも国勢調査結果
- ※ 年少人口とは、15歳未満の人口
- ※ 生産年齢人口とは、15～64歳の人口
- ※ 老年人口とは、65歳以上の人口

### 3 地方分権への対応

住民に最も身近な市町村は、多様化した住民の要望（住民ニーズ）にこたえるため、住民とともに地域が必要とする施策を立案し、自主的、自立的に実施する体制を強化することが、これまで以上に求められています。

このため、市町村合併により全体の職員数を見直し、国や県の合併による財政支援を有効に活用することで、行財政基盤の強化及び健全化を図りながら、住民サービスを向上させるための専門的な組織体制を整えていく必要があります。

### 4 合併によるサービスの拡大

六合村には、合併により福祉・教育・産業など、様々な分野で中之条町が実施している多くの行政サービスが新たに適用されるようになります。

また、両町村にある体育施設、文化施設、福祉施設など、利用する施設の選択、活用の幅が広がるとともに、広域的な視点で施設の整備、統合を進めることができます。

### Ⅲ 新町の概要

#### 1 人口・面積

新町の人口 19,398人

新町面積 439.28km<sup>2</sup>

#### 【年齢別人口・就業人口の合計(国勢調査)】

区 分		平成12年	平成17年	平成12年・平成17年比較
総 人 口		20,389人	19,398人	△991人
年 齢 別	年 少 人 口 (0～14歳)	2,876人 14%	2,431人 13%	△445人 △1%
	生 産 年 齢 人 口 (15～64歳)	12,100人 59%	11,152人 57%	△948人 △2%
	老 年 人 口 (65歳以上)	5,411人 27%	5,815人 30%	404人 3%
就 業 人 口		10,588人	9,990人	△598人
産 業 別	第 1 次 産 業	1,277人	1,266人	△ 11人
	第 2 次 産 業	2,801人	2,228人	△573人
	第 3 次 産 業	6,503人	6,476人	△ 27人

## 2 両地域の概要

### (1) 中之条町地域

中之条町地域は、群馬県の北西部に位置し、北は新潟県に接する県境の町で、昭和30年に中之条町、沢田村、伊参村、名久田村が合併し、現在に至っています。

面積は236.47km<sup>2</sup>、人口は17,556人を数え、「鶴舞う形の群馬県」を縮小した形をしています。

山林が広く平坦地が少ない町にあって、南部は比較的平坦で古くから市街地が形成されるなど、町だけでなく吾妻郡の政治、経済、文化、交通の中心として発展してきました。

交通は、JR吾妻線や国道145号及び353号、主要地方道など吾妻郡の大動脈が走っています。

産業は、米、こんにゃく、野菜、果樹など多くの農産物が生産される農業、広大な山林を基盤とする林業、郡内一円を商圈としている商業、製糸や製材から電気機器製造へと主業種が移行している工業、四万・沢渡などの温泉を拠点とする観光業が、主要産業として営まれています。

### (2) 六合村地域

六合村地域は、群馬県の最北西部、長野・新潟県境に接する位置にあり、面積は202.81km<sup>2</sup>、人口は1,842人です。

明治33年に草津村を分村し、「小雨」「生須」「入山」「太子」「日影」「赤岩」の6つの大字からなる六合村が誕生しました。

山間農業地域で、耕地のほとんどは畑地が占め、野菜類・花卉・豆類が主要な農産物で、花卉生産の振興を図り、特産品としては花インゲンがあります。

雄大な自然、その中には神秘的な野反湖、貴重な高山植物の宝庫 芳ヶ平及び大平湿原、若山牧水の『枯野の旅』の詩碑に代表される暮坂高原等々の自然美と、豊富な温泉があります。



## IV まちづくりの基本方針

### 1 基本方針

中之条町と六合村は、緑の山々や清流、豊富な温泉、街並み景観、農山村風景など豊かな自然や長い歴史の中で育まれてきた貴い文化など「ふるさと」としての魅力や資源が数多く残され、厚い人情など住む人にとって素晴らしい生活環境を有しています。このことから、中之条町が第5次総合計画で掲げた「ふるさとに会える町 なかのじょう」を基本コンセプトとし、次の基本方針により新町のまちづくりを進めます。

#### (1) 新町の速やかな一体性の確立及び新町の均衡ある発展整備

各分野の事業計画の統合・見直し、国の支援策等を活用し、各種ソフト事業の六合村への拡大等により、新町の速やかな一体性の確立及び地域の均衡ある発展を図ります。

#### (2) 地域性を尊重した「まちづくり」の推進

両町村の伝統・文化、地理的な特性を生かすとともに、住民の自主的な取組みを尊重し、地域性を活かした「まちづくり」を推進します。

#### (3) 合併のスケールメリット等を活かした行財政改革の推進

少子高齢社会の進展に伴う福祉や社会保障に対する需要の増大等に対応するため、合併によるスケールメリットを活かした行財政改革を推進します。

## 2 土地利用

### (1) 土地利用の現状

両町村の土地利用状況は、中之条町では、山林が総面積の8割以上、六合村では9割以上と大部分を占めており、豊かな自然に恵まれているとともに、災害防止や水源かん養などの機能も果たしています。一方、中之条町の市街地は、町南部の平坦地に古くから形成されていますが、自然発生的に発達した町であるため、宅地、商業地、工業地、農地が混在しています。また、両町村とも農山村地域については、河川流域や山間の比較的平坦地に集落と農地が点在しています。

### (2) 合併後の土地利用の方向

今後、人口減少が進む中で、市街地や農山村地域の空洞化、遊休農地の増加、山林等の荒廃等が考えられます。このような状況を見据えた中で、市街地では住・職・学・遊などの機能を集積したコンパクトシティの形成を進め、農山村地域は自然保全を図り、ふるさとの景観形成に努め、自然と調和した土地利用に努めていく必要があります。

## V まちづくりの計画・新町の施策

### 1 快適で住みよいまちづくり

#### (1) 総合的な交通体系の整備

道路は、日常生活や経済活動の基盤であるとともに、災害時には避難路や救援物資の輸送路等の重要な役割を果たしていることから、各地域を安全かつスムーズに結ぶ総合的な道路網として整備します。また、基幹道路である国道・県道は、未改良区間の整備を要請し、生活道路である町道は、地域の特性や町民の意見を反映した計画的な整備を行います。

バスや鉄道などの公共交通機関は、利用者が年々減少していますが、通勤・通学者、高齢者及び観光客の交通手段として不可欠です。このため、JR吾妻線の運行強化を関係機関に要請するとともに、路線バスについては、新たな交通システムも視野に入れ、利便性の向上による利用者の増加を図ります。

#### 【主要事業】

	事業名	事業内容
1	町道（村道）の整備	待避所の設置や見通しを確保するための部分的な改良、未改良区間の整備
2	道路環境の整備	◎交通安全に配慮した道づくりの促進 ◎景観に配慮した道づくり ◎日本ロマンチック街道との連携をはかった道路景観整備
3	公共交通機関の利用促進	路線バスの確保、鉄道の運行強化

**【県事業】**

	事業名	事業内容
1	国道・県道の整備	新町の地域間の連携・連絡の強化及び均衡ある発展のため、県に要望する道路整備 (国道353号、国道292号、国道405号、(主)中之条草津線、県道植栗伊勢線、(主)中之条湯河原線、県道下沢渡原町線の整備など)

## (2) ゆとりある生活環境の整備

水道は、日常の生活にとって必要不可欠であり、需要に対応した安定供給を図っています。今後、水道未普及地域の解消、計画的な施設の更新、浄水施設の整備、水質検査体制の強化などに努め、安全でおいしい水を供給します。

清潔で快適な生活環境の確保と河川などの公共用水域の水質保全を目的として、集合処理を行う公共下水道及び個別処理を行う浄化槽など、地域の実情に合った污水处理施設の整備に努めます。

町民・事業者・行政がそれぞれの責任の中で連携を図り、ごみの減量化・再資源化・再利用・適正処理等への積極的な取り組みを進めるよう施策の展開を図り、循環型社会づくりを推進します。

### 【主要事業】

	事業名	事業内容
1	安全・安定・良質な水の供給	計画的な施設の更新、浄水施設の整備
2	污水处理施設の整備	集合処理施設の整備、浄化槽設置の推進
3	循環型社会づくりの推進	ごみ等廃棄物の適正処理等

### (3) 安全な生活環境の整備

災害に強いまちづくりをめざし、防災機材や避難場所などの防災施設の整備・充実を図るとともに、防災意識の啓発や自主防災組織の育成など、地域と行政が一体となって防災に努めます。また、万が一、災害が発生した場合に備えて、迅速かつ適切な対応をとれる体制づくりに努めます。

町民が、犯罪のない社会で安心して生活できるよう、関係機関との連携を強化するとともに、防犯意識の高揚や防犯組織の強化、防犯施設の整備などに努めます。

交通事故のない安全な生活環境の確保のため、交通安全意識の普及・啓発や交通安全運動・教育の推進、さらに道路や交通安全施設の整備に努めます。

#### 【主要事業】

	事業名	事業内容
1	防災対策の充実	◎消防団との連携強化、地域の自主防災組織の設置・育成、防災意識の啓発 ◎避難場所の整備と周知、学校体育館等の防災拠点施設における耐震性の強化 ◎防災備蓄倉庫・防災機材・防災無線などの整備・充実
2	消防体制の充実	◎消防団員の人材確保と資質の向上 ◎防火水槽・消火栓・消防進入路の整備・点検、機械器具等の計画的な整備・更新 ◎広域消防や救急医療機関との連携を強化した救急救命対策の充実
3	防犯対策の強化	◎学校や家庭などでの防犯教育、地域での防犯出前講座の開催 ◎防犯協会や生活安全推進委員との連携強化 ◎防犯灯の設置推進

4	交通安全対策の推進	◎子供や高齢者・障害者への交通安全教室や講習会の開催 ◎バリアフリー化等歩行空間の整備 ◎交通事故等の発生した危険箇所の改良、カーブミラーや防護柵・標識などの交通安全施設の整備
---	-----------	--

**【県事業】**

	事業名	事業内容
1	道路・砂防の整備	安全性の確保のため、県に要望する事業 (道路災害防除 ((主) 中之条草津線)、地すべり対策 (四万地区・泰峰地区))

## 2 豊かで活力あるまちづくり

### (1) 地域産業の振興

農山村風景、田園風景などを意識した農地や農業施設等の基盤整備、認定農業者や農業生産法人の育成、農産物の付加価値化や直売・地産地消の推進、中山間地域の活性化事業などの充実に努めるとともに、遊休農地の解消策として、利用集積を推進して農地の集約化を図ります。

現在の木材需要は多くを輸入材に依存していますが、将来的には国産材の需要も多くなると思われるため、保育・間伐などの森林整備や林道整備等、林業基盤の整備に努めます。併せて、二酸化炭素の吸収による環境保全や水源かん養など、公益的機能の維持やレクリエーション的活動など、ふるさとの魅力を意識して観光業と連携した林業を推進します。

商業では、ふるさとの街並み景観整備や、商工会や商業者組織の充実、起業家への支援、空き店舗の活用、融資制度の有効的な利用促進を図るとともに、ふるさとの魅力を活用した新商品開発を推進します。また、観光・農業などの各分野と連携しながら、地産地消の推進や既存商店街の整備を行い、多くの人々が楽しく歩く商店街の形成に努めます。

豊かな自然や温泉・文化財などの観光資源の活用や観光施設の整備を進めるとともに、観光宣伝及び民間による観光ボランティアや農産物直売所などの充実に努め、国際的な交流も考慮した誘客に努めます。更に、近隣町村と連携した周遊ルートの設定など観光の広域化を図ります。



**【主要事業】**

	事業名	事業内容
1	農業の振興	①農業生産基盤の整備 ◎地域の実情に応じた基盤整備の推進、農地・農道・農業用水路の整備 ②農業担い手の育成・確保 ◎農村地域や農業団体の活動を強化した農業後継者の育成・確保 ③農業生産対策 ◎農産物の付加価値化・ブランド化の推進 ◎地域に合った生産性や収益性の高い特産物の開発と普及の推進 ④地産地消の推進 ⑤有害鳥獣対策 ⑥観光農業の推進 ◎ふるさとの自然景観や農村風景の保全と併せて観光と農業の連携による体験農業の推進
2	林業の振興	①森林の保全と林業基盤の整備 ◎長期的な視点での造林や保育の推進 ◎林道や作業道などの林業基盤整備 ②特用林産物の推進 ◎特産品の開発と産地化の推進 ③観光業との連携 ◎森林機能（森林浴・森林体験）を活用した「見せる林業」「体験できる林業」の実施
3	商業の振興	①街並み景観整備 ◎街並み景観に配慮した歴史的な施設の保全 ◎景観に配慮した名所・史跡等の誘導看板の設置 ②業種間の連携・新商品の開発 ◎観光・農業など他の業種との連携の推進 ◎地域特産物など新しい商品の開発 ③融資制度の有効利用の促進

4	工業の振興	<p>①経営の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎企業の経営診断の実施、経営健全化への支援</li> <li>◎融資制度の有効利用の促進</li> <li>◎商工会組織の充実</li> </ul> <p>②企業誘致対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎中之条町の美しい自然環境や景観に配慮した地域に適した企業誘致の推進</li> </ul>
5	観光業の振興	<p>①観光施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎既存観光施設の修繕・整備</li> <li>◎景観や国際的な交流に配慮した観光案内標識の整備</li> </ul> <p>②観光資源の活用と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎観光資源と自然環境を発掘・活用した町内外の人々がふるさと感じることができる景観づくり</li> <li>◎農業や林業などとの連携及び文化財などの歴史的地物を活用した町内全体の周遊化</li> <li>◎歴史や景観上、重要な建造物の積極的な保全・活用</li> </ul> <p>③観光宣伝の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎伝統行事やイベントの情報発信</li> <li>◎首都圏を中心としたキャンペーンの実施</li> </ul> <p>④観光団体・観光関連団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎観光ボランティアの充実</li> <li>◎農産物直売所など観光の質的向上</li> <li>◎町外観光団体との連携を密にした周遊ルートの検討や情報収集</li> </ul>
6	地域産業の連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎地域内製造、地域内販売、地域内消費の推進</li> <li>◎各業種が連携した地域内流通体制の整備推進</li> </ul>

**【県事業】**

	事業名	事業内容
1	自然景観の保全と活用	自然に配慮した自然景観の整備のため、県に要望する事業 (野反湖周辺遊歩道等の整備)
2	千客万来支援事業による支援	ハード・ソフト両面の事業展開により、観光客が長時間滞在し、また訪れたいと思えるような観光のまちづくりのための <u>支援</u> 事業

(2) 就業環境の充実

少子高齢化の進展や就業意識の多様化が進む中、地域産業の振興や新たな産業の創出、高齢者雇用の促進、企業の誘致や雇用・労働条件の改善の推進など、就業機会の拡充に努めます。

**【主要事業】**

	事業名	事業内容
1	就業機会の拡充	地元産業の支援、地元就業の促進、新規事業者の招致の推進

### 3 人と文化をはぐくむまちづくり

#### (1) 学校教育の振興

すべての幼児が、幼児期にふさわしい教育を受け、豊かな時間の中で豊かに遊び、ともに生きていることに喜びを感じる子に育つことを願い、教育内容・方法や教育環境の充実、地域社会や小学校等との連携など総合的に取り組み、幼児教育の充実に努めます。

確かな知識、豊かな情操と徳性を備え、自ら学び、自ら考え、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。また、学校・家庭・地域社会の連携をより一層推進し、魅力ある学校づくりに努めるとともに、適正規模の学校環境について検討・推進します。

#### 【主要事業】

	事業名	事業内容
1	幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎施設・設備の整備など、より良い教育環境の整備</li> <li>◎家庭・地域と幼稚園の連携を強化した教育体制の充実</li> </ul>
2	小・中学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①教育内容の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>◎基礎基本習得のため学校内の指導體制の充実や指導内容の工夫</li> </ul> </li> <li>②家庭・地域教育力の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>◎家庭・地域社会と密接に連携した教育力の向上</li> </ul> </li> <li>③教育体制の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>◎補充・発展的な学習の強化、学ぶ機会の充実と学びの習慣化</li> <li>◎教職員の資質向上のための研修の充実</li> <li>◎長期的視点に立った学校の適正規模の検討</li> <li>◎いじめ、不登校、非行防止のための相談体制の充実</li> </ul> </li> <li>④小規模校対策</li> <li>⑤教育環境の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>◎施設、設備、教材などの計画的な整備充実</li> <li>◎耐震基準に適合した校舎や体育館などの整備</li> <li>◎ふるさとの自然を活用した環境学習・体験学習の実施</li> </ul> </li> <li>⑥通学対策の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>◎学校内と通学の安全確保</li> <li>◎スクールバスなど遠距離通学対策の実施</li> </ul> </li> </ul>

## (2) 社会教育の推進

ふるさとの文化・風習を培うため、また、町民の多種多様な学習ニーズに応えるため、公民館事業などにより幼児から高齢者に至るまでの各世代における学習機会の充実を図るとともに、文化協会・婦人会などの社会教育関係団体への支援やグループ育成に努めます。

### 【主要事業】

	事業名	事業内容
1	社会教育の充実	①学習活動の推進 ◎高齢者への学習機会や情報提供の充実 ◎ふるさとの文化・風習を培うため、また、町民の多様な学習ニーズに応えるため、公民館事業などによる各種学級・講座の充実 ◎農林業との連携も含めた自然体験を通じた環境学習の実施 ②社会教育関係団体の育成支援 ③青少年の健全育成 ◎各行政区の青少年育成推進員研修会等の実施 ◎県内外の情報や対策の収集による健全育成体制の拡充強化
2	社会教育環境の充実	学習センターの充実、図書館の充実

### (3) スポーツの振興

スポーツ活動による町民の健康・体力づくりを推進するため、指導員の育成確保、体育協会や関係団体との連携強化や活動促進、大会・行事などへの参加機会の拡充などに努めるとともに、スポーツ施設の整備や有効活用を推進し「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツ活動ができる環境づくりに努めます。

#### 【主要事業】

	事業名	事業内容
1	スポーツ活動・環境の充実	①スポーツ活動の推進 ◎競技スポーツから生涯スポーツまで多様なスポーツ活動の推進 ◎体育協会や各種スポーツ団体の活動支援 ◎体育指導委員の確保と資質の向上、各種団体の指導者の育成 ◎保健・福祉分野と連携した高齢者のスポーツ活動の推進 ②施設・設備の充実 ◎学校体育施設の町民への解放 ③管理運営体制の充実 ◎利用時間帯の柔軟化など利用しやすい施設運営 ◎施設の利用促進のため管理運営体制の改善

#### (4) 地域文化の振興

生活水準の向上や余暇時間の増加などにより、町民の芸術文化活動に対するニーズは多様化しています。このため、文化施設の整備拡充や文化祭などの発表の場の提供といった、芸術文化活動の支援に努めます。

町民の貴重な財産である文化財等を保護・活用及び伝承していくため、文化財等愛護意識の高揚、未指定の文化財の調査、歴史民俗資料館の機能の充実、郷土芸能や伝統行事への支援などふるさと文化の振興に努めます。

#### 【主要事業】

	事業名	事業内容
1	芸術・文化活動の振興	芸術・文化活動の推進、文化施設の充実
2	文化財等の保護・活用	①文化財等の保護 ◎ふるさとの文化財絵画展やふるさと講座の継続実施、広報活動や学習機会の充実 ◎指定文化財や歴史民俗資料館収蔵資料の防災対策や修理などの適切な保護 ②文化財等の伝承 ◎郷土芸能や伝統行事の保存団体への活動支援 ◎学校教育や生涯学習で風習・習慣を含めた文化に対する学習を深め、ふるさとへの愛着の涵養 ③文化財等の活用 ◎風習、習慣、施設、周辺景観の一体的な景観形成の整備・保全 ◎観光スポットも含めた地区別文化財マップの作成及び説明板・案内板の設置 ④世界遺産登録を目指した保存と活用 ◎県内初の伝統的建造物群保存地区である赤岩地区及び富沢家住宅、枳窪風穴の保存整備の推進並びに世界遺産登録を視野に入れた活用促進



## 4 健やかで生き生きとしたまちづくり

### (1) 健康づくりの推進

健康づくりに対しての情報の提供や知識の普及啓発、家庭・職場・地域における健康づくり実践・機会の充実を図り、自主的な健康づくり活動を支援します。

疾病の早期発見・早期治療のための健(検)診体制、健(検)診環境の整備充実を図ります。また、子育て支援、生活習慣病予防、介護予防など総合的に取り組み、関係機関との連携による健康づくり活動の推進に努めます。

#### 【主要事業】

	事業名	事業内容
1	健康づくり体制の充実	①母子保健事業 ◎乳幼児の健康診査及び相談の継続・充実 ◎安心して子どもを産み育てることができる体制の整備 ◎乳幼児期から学齢期まで一貫した生活習慣病の予防教育の推進 ◎適切な予防接種実施のための医療機関との連携 ②健康増進事業 ◎健康診査・各種がん検診等の充実 ◎疾病の早期発見と早期治療及び適切な保健指導 ◎生活習慣病予防教育体制の充実に努め、健康な高齢期を迎えることができるような健康づくり事業の推進 ③高齢期保健事業 ◎自立した高齢者になるよう健康づくり事業や介護予防事業の推進
2	健康づくり環境の整備	①健康づくり環境の整備充実 ②地区組織活動の推進 ③健康づくり活動の推進 ◎行政区や地域のグループなどを対象にした健康相談の実施 ◎地域ぐるみでの健康づくり活動の推進

## (2) 医療環境の充実

地域の医療保険である国民健康保険では、特定健診等の推進や医療費の適正化事業に努めるとともに、財政運営の健全化を図ります。また、群馬県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、高齢者の適切な医療の確保に努めます。

身近な医療相談から高度医療まで、適切な医療サービスを受けられるよう医療機関と連携した医療体制の充実に努めます。

### 【主要事業】

	事業名	事業内容
1	医療給付制度の充実	主要な保健事業の充実 ◎医療機関の重複受診や多受診者などへ適正な受診を推進するための訪問指導の実施 ◎疾病の早期発見・早期治療のための事業の充実 ◎生活習慣病の予防事業の実施
2	医療体制の充実・確保	①生み育てる環境づくり ◎産科・小児科等の適切な医療サービスが受けられるよう関係機関への働きかけ ②かかりつけ医師・歯科医師等の定着 ③保健・医療・福祉の連携の強化 ◎保健・医療・福祉の情報ネットワークの構築 ◎予防から治療・リハビリテーションに至る総合的なサービスを提供できる体制の整備 ◎救急医療や災害時医療の充実・整備 ◎高度医療等の適切な医療サービスを受けられるよう関係機関への働きかけ

### (3) 福祉の充実

高齢者が生きがいを感じながら、住み慣れたふるさとで安心して生活できるよう、保健事業等との連携による健康増進、社会活動への参加促進、就業機会の確保など高齢者福祉の充実に努めます。また、介護保険制度については、支援体制の整備を図るとともに、高齢者が要介護状態にならない、あるいは要介護度の重度化を防ぐため、介護予防サービス、認知症高齢者等に対応した在宅サービスを充実します。

地域住民が助け合う子育て支援策の構築など、地域における子育て力の向上を図るとともに、次代を担う子ども達が健やかに育つための児童福祉施策を推進します。

障害を持つ人が、地域で自立した生活を送れる社会をめざし、保健・福祉サービス提供の充実と、教育や生活全般における障害者支援のための連携体制の構築など、障害者福祉の充実に努めます。

#### 【主要事業】

	事業名	事業内容
1	地域福祉の充実	①福祉意識の高揚 ◎研修会の開催や広報などによる啓発活動の推進 ◎学校教育や社会教育の場など、あらゆる機会を活用した福祉教育の推進 ②地域福祉活動の推進 ◎社会福祉協議会の機能の充実強化 ◎民生委員児童委員との連携強化 ◎幅広い福祉ボランティア活動の推進 ③福祉のまちづくり推進 ◎公共施設のバリアフリー化などの促進

2	高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生きがいと健康づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎老人クラブへの助成やボランティア活動への支援</li> <li>◎シルバー人材センターの充実</li> <li>◎文化・スポーツ活動の推進</li> <li>◎在宅生活支援体制の強化</li> </ul> </li> <li>②介護保険制度の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎介護サービスの確保と介護予防等の健康づくり事業の推進</li> <li>◎地域包括支援センター活動事業の推進</li> </ul> </li> </ul>
3	児童福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保育所の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎延長保育、一時保育、特定保育など特別保育事業の拡充</li> <li>◎子ども同士のふれあいや遊び場の提供、子育てに関する相談など、地域子育て支援センターの機能の充実</li> </ul> </li> <li>②児童の健全育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎小学生までを対象とした学童保育所の充実</li> </ul> </li> <li>③地域における子育て支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ゆびきりなどの公共の施設等における対応</li> <li>◎保育ママやファミリーサポートセンターなど民間事業の活用</li> </ul> </li> <li>④子育て家庭への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎福祉医療費や出産奨励手当金給付事業をはじめ、保育料の軽減措置などの施策の継続</li> </ul> </li> </ul>
4	障害者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自立と社会参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ハローワークなどの関係機関と連携による就業情報の提供</li> <li>◎授産施設などの運営強化支援</li> </ul> </li> <li>②福祉サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎居宅支援事業者や社会福祉法人などと協力したサービスの拡充</li> <li>◎障害者の自立支援のための施策の推進</li> </ul> </li> <li>③生活環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎デイサービスセンターや地域活動支援センターの充実</li> </ul> </li> </ul>

## 5 自主自立のまちづくり

### (1) 協働のまちづくり

「協働のまちづくり」を推進するため、町民が行政に気軽に参画できる機会を拡充します。また、行政区・各種団体など地域住民が主体となって行うまちづくり活動の助長に向け、活動の支援や施設の整備を図ります。

町民への適切な情報提供と、町への関心を高め、まちづくりへの参加を促進するため、広報誌等の充実を図るとともに、広聴活動を積極的に進めます。

#### 【主要事業】

	事業名	事業内容
1	住民参加の推進	①住民参加体制の推進 ◎町民の手による多彩なまちづくり活動の推進 ◎町民からの意見・提案などを考慮した町民と行政が一体となった事業の執行 ◎各種委員会や審議会等の委員の幅広い分野からの人選や公募を行う住民参加の拡充 ②情報の共有化の推進 ◎情報公開制度やICT（情報通信技術）を活用した町民と行政の情報の共有化
2	広報広聴活動の充実	①広報活動の充実 ◎常に読者の立場を考慮し、充実した情報を分かりやすく、読みやすく「ふるさと」を感じる広報活動の推進 ②広聴活動の充実 ◎公聴活動の改善や充実を図り、より公平、公正な意見等を聴ける体制づくり

## (2) 行財政改革の推進

地方分権や多様化・高度化する町民ニーズに対応するため、組織の見直しや職員の資質の向上を図るとともに、自立への取り組みとして、効率的な行政運営を推進し、事務事業の見直しや民間活力の導入による適正な行政経費の充当及び削減を図ります。

自主性を持った健全な財政運営を行うため、町税をはじめとする自主財源の確保に努めるとともに、事務事業の見直し及び民間の活力や資金の導入などにより、財政運営の健全化を図ります。

### 【主要事業】

	事業名	事業内容
1	行政運営の効率化	①行政機構の改善 ◎課の統廃合など機構改革によるスリムな組織体制の整備 ◎町民から見て分かりやすい「まちづくり指標」を定め、事業の透明性の確保 ②職員の資質の向上 ◎各階層別・職種別研修制度の充実 ◎適正な人事運営と計画的な定員管理の実施
2	財政運営の健全化	①効果的な財政運営 ◎積極的な事務事業の見直し・合理化による一般財源の削減 ◎投資的效果を考慮した事業執行 ②自主財源の確保 ◎課税客体の的確な把握と適正な課税 ◎適正な受益者負担制度の確立 ③優良な依存財源の確保 ◎長期的視野に立った地方債の発行と優良資金の確保 ◎民間の活力や資金を導入した効果的な事業展開の推進

## VI 公共的施設の統合整備

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス、現行公共施設の有効利用、相互利用等総合的に勘案し、さらには行財政運営の効率化を考慮しながら逐次検討・整備を行っていきます。

また、合併にともない、六合村役場庁舎を総合支所として地域づくりの拠点とし、行政サービスの維持・向上が図れるように、ネットワークの整備や電算システムの統合など、必要な機能の整備に努めます。

## VII 財政計画

### 歳入

単位：百万円

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
地 方 税	2,460	2,446	2,431	2,417	2,403	2,389	2,376	2,362	2,349	2,336
譲与税・交付金等	465	464	464	463	462	461	460	459	459	458
地方交付税	3,487	3,454	3,416	3,378	3,341	3,236	3,133	3,032	2,930	2,830
国・県支出金	805	805	805	805	805	805	805	805	805	805
地 方 債	445	445	445	445	445	445	445	445	445	445
そ の 他	524	524	524	524	524	524	524	524	524	524
歳入合計	8,186	8,138	8,085	8,032	7,980	7,860	7,743	7,627	7,512	7,398

### 歳出

単位：百万円

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人 件 費	1,766	1,715	1,699	1,675	1,635	1,555	1,459	1,379	1,371	1,363
扶 助 費	477	479	481	483	486	488	491	493	496	498
公 債 費	989	934	907	867	813	818	799	799	837	862
物 件 費	1,077	1,074	1,072	1,069	1,067	1,064	1,061	1,059	1,056	1,054
維持補修費	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106
補 助 費 等	1,490	1,487	1,483	1,480	1,476	1,473	1,469	1,466	1,462	1,458
投資的経費	1,006	1,053	1,028	1,040	1,083	1,032	1,048	1,030	914	835
そ の 他	1,275	1,290	1,309	1,312	1,314	1,324	1,310	1,295	1,270	1,222
歳出合計	8,186	8,138	8,085	8,032	7,980	7,860	7,743	7,627	7,512	7,398



## VIII 計画推進のために

本計画の推進にあたっては、「住民参加によるまちづくり」、「継続的な事務事業の見直し・確認」及び「健全な財政運営」に留意して、効果的・効率的に実施します。

### **1 住民参加によるまちづくり**

住民本位のまちづくりを進めるため、積極的な情報提供を行うとともに、様々な意見聴取・参画等を取り入れ計画を推進します。

### **2 継続的な事務事業の見直し・確認**

行政評価の手法を活用することで、施策や事業の目的・目標を明らかにし、「計画・実行・評価・見直し（改善）」の持続的循環を確立し、継続的な改善活動に取り組み計画を推進します。

### **3 健全な財政運営**

財政運営においては、国等の合併支援策を有効に活用するなど、財源の確保に努めるとともに、合併による合理化を図りながら、新町の財政規模に応じた健全な財政運営により計画を推進します。